

# 岡崎市国民健康保険運営協議会規程

(趣旨)

第1条 岡崎市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)及び岡崎市国民健康保険条例(平成24年条例第63号)、岡崎市国民健康保険規則(平成25年規則第28号)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(協議事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 一部負担金の負担割合に関すること。
- (2) 保険給付の種類及び内容に関すること。
- (3) 保険料に関する事項
- (4) 保健施設に関する事項
- (5) その他事業の運営に関する必要な事項

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員を辞職しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもってあてる。

(会議)

第5条 会議の開閉は、議長の宣告による。

- 2 開議、散会、延会及び中止は、議長がこれを宣告する。
- 3 議長は、議題とした議案について市関係課職員に説明を求めることができる。

(表決)

第6条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。

3 出席委員は、採決において可否を表示しなければならない。

4 採決の方法は、挙手とする。

(会議録)

第7条 議長は、職員をして会議録を作成させ、2名以上の委員が署名しなければならない。

2 前項の会議録に署名する委員は、議長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この規程は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。